

関係医療機関の開設者様

愛知県保健医療局長  
(公印省略)

令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援事業の実施について（通知）

本県では、昨今の燃油価格の高騰が、透析患者の送迎、訪問診療、訪問歯科診療の提供に係る車両の運用に大きな影響を与えていることを受け、医療サービスの安定的な提供を継続している医療機関を支援するため、別添の令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援事業を下記のとおり実施することとしました。

つきましては、貴医療機関で支援が必要となる場合は、令和4年2月14日（月）までに下記4に定める所定様式にて申請いただきますようお願いします。

記

1 事業の概要

(1) 事業の目的

燃油価格の高騰の影響を受けながらも安定的な医療サービスの提供を継続している医療機関を支援する。

(2) 対象医療機関

令和3年12月1日時点で愛知県内に所在する医療機関（国、都道府県又は市町村が運営する医療機関を除く。）であって、次のいずれかの区分に該当する医療機関

※ 支援金交付時点で事業廃止又は開設者変更（法人化含む。）などにより、廃止している場合は対象外となります。

① 透析患者通院送迎区分

東海北陸厚生局へ受理記号「人工腎臓」の届出がされている医療機関であって、人工透析患者の通院のための送迎サービスを日常的に行っている医療機関

② 訪問診療区分

東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」又は「在医総管」のいずれかの届出がされている医療機関であって、愛知県福祉局で実施する「令和3年度愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金」の交付対象でない医療機関

③ 訪問歯科診療区分

東海北陸厚生局へ受理記号「歯援診」の届出がされている医療機関であって、愛知県福祉局で実施する「令和3年度愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金」の交付対象でない医療機関

### (3) 支援金の対象要件・経費

令和3年4月から令和3年11月までの期間において次の①～③のいずれかの区分にかかる事業実績があり、令和3年12月1日時点で開設者が各区分の用務に専ら使用する車両のうち燃料費を負担する車両にかかる燃料費の高騰分。

なお、同時期に介護報酬請求実績のある医療機関について、その事業に使用する車両は「令和3年度愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援金」の対象となり、本支援金の対象外となります。

#### ① 透析患者通院送迎区分

透析患者の日常的な通院送迎（ただし、開設者が保有する車両のみ対象）

#### ② 訪問診療区分

医師による在宅患者の居所への定期的な訪問（ただし、医師1人当たり1台までを上限（医師人数は常勤換算した場合の人数。小数点以下切り上げ））

#### ③ 訪問歯科診療区分

歯科医師による在宅患者の居所への定期的な訪問（ただし、歯科医師1人当たり1台までを上限（歯科医師人数は常勤換算した場合の人数。小数点以下切り上げ））

## 2 支援金の交付額

上記の対象要件を満たす自動車1台あたり定額補助（4か月分）

### (1) 透析患者通院送迎区分

自動車1台あたり 30,000円

### (2) 訪問診療区分、訪問歯科診療区分及びその他区分

自動車1台あたり 6,000円

## 3 申請受付期限

令和4年2月14日（月）まで（必着） ※要綱第4条の知事が別に定める日

## 4 申請の方法

### (1) 申請様式

- ・令和3年度愛知県医療機関等燃油価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1）
- ・申請医療機関一覧表（別紙1）
- ・医療機関別該当自動車一覧表（別紙2）

### (2) 申請方法

区分（透析患者通院送迎、訪問診療、訪問歯科診療）ごとに、上記4（1）の申請書等を作成し、原則として次のメールアドレスにて愛知県保健医療局健康医務部医務課に提出してください。

**申請先メールアドレス： [iryu-nenyu@pref.aichi.lg.jp](mailto:iryu-nenyu@pref.aichi.lg.jp)**

※ 支援金の交付状況を電子データにて管理するため、原則としてメールにて申請ください。申請様式は、県医務課ウェブページからダウンロードが可能です。

**<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/iryu-nenyu.html>**

## 5 交付時期

申請書で指定された金融機関口座へ、令和4年3月までに交付(振込)する予定です。  
なお、交付の決定及びその通知は当該金融機関口座への入金をもって行うものとします。不交付の場合を除き、その確認は当該口座の入金を記帳にてお願いします。

## 6 注意事項

- (1) 申請する自動車は、真に透析患者の通院送迎又は訪問(歯科)診療の継続に必要で、当該事業に専ら使用している自動車を申請してください。
- (2) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合、支援金の交付を取り消すことがあります。
- (3) 支援金の交付前又は交付後において、この事業の実施に必要な範囲内で現地確認等の調査をすることがあります。当該調査の実施について、御協力ください。
- (4) この支援金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を、上記6(3)に係る調査において使用するため、必ず支援金の受領から5年間保管してください。
- (5) 支援金における消費税については、法人の確定申告の方法等により、仕入控除税額として、消費税額相当分を返還していただく必要が生じる場合があります。その場合の報告方法等については、後日、上記4(2)に記載の県医務課ウェブページにて御案内する予定です。

担 当 健康医務部医務課医務グループ  
電 話 052-954-6274 (ダイヤル)  
メー ル iryo-nenyu@pref.aichi.lg.jp

<愛知県社会福祉施設燃油価格高騰対策支援事業(介護区分)の問い合わせ先>

※介護報酬請求実績のある医療機関の場合の申請について

担 当 福祉局高齢福祉課介護燃油対策支援チーム  
電 話 052-954-6624 (ダイヤル)  
メー ル kaigo-nenyu@pref.aichi.lg.jp